

障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例（素案）に関する意見募集の結果

1 概要

募集期間	平成25年1月7日(月)～2月5日(火)	提出方法	窓口、郵送、FAX、メール
周知方法	市報1月号、大分合同新聞（1月6日）、ホームページ、ケーブルテレビ（放送期間：1月21日～1月25日） 48施設にチラシ掲示、55関係機関へチラシ送付		
閲覧場所	障害福祉課、亀川出張所、朝日出張所、南部出張所、ホームページ		
意見提出者数	13人	意見数	25件

2 市民からの意見と意見に対する市の回答等

条例（素案）の条項等	左の条項等に関する市民からの意見（概要）	意見に対する市の回答等
全般	<p>「市・障がいのない者」は、障がい者に対して、すること、してはいけないことを述べているように読み取れ、障がい者側も努めなければならないことも多いのが見えてこない。</p> <p>「障害のある人もない人も」と謳う以上は、双方向的な、両者の努力義務が見えたほうがよいと感じた。</p>	<p>障がいのある人も「市民」としての責務を果たしていただきます。</p> <p>この条例で最も大切なことは、相互理解の促進です。障がいのある人もない人もこの条例が定める「障害」を理解することで、障がいのある人への差別がなくなり、安心して安全に暮らせる共生社会が実現するものと考えています。</p>
第1章	<p>何か理念を示していただきたい。</p> <p>ノーマライゼーションの理念にのっとっているとは思いますが、ノーマライゼーションとバリアフリーの理念にのっとっていると大きく示してほしいと思います。</p>	<p>条例に掲げる理念は、条例ごとによって異なります。</p> <p>この条例は、「障害」を理解し、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる共生社会を実現しようとするものです。したがって、この条例の理念としては、障がいのある人の完全参加と平等、そして合理的配慮の必要性を掲げています。</p> <p>ノーマライゼーションの理念は、身体障害者福祉法第2条に掲げられており、バリアフリーは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により実施されています。別府市においてもこれら法の枠組みの中で当該理念にのっとり福祉の増進を図っています。</p>

第2条第5号	卓球の経験をもとに書きます。コーチは勝つことを前提に指導。(動いて打つ。)私は、リハビリ目的でした。杖の人が交互打ちをしているのを見て、交互打ちを行う。自力歩行ができなくなる。これは、虐待に当たらないか。	これだけをもって虐待に当たるか否かを判断することはできません。本人の意思を確認する必要があります。
第2条第5号	「障害者間も」という言葉を付け加える。	「障害のある人に対して」に含まれています。
第7条、第8条	「障害のある人に対し」と法でもあるので仕方ないことだが、第2条第2号で、「障害を理由として」と定めているので、表現が強くなり過ぎていないかを感じる。	第7条及び第8条は、それぞれ障害者基本法第4条第1項及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第3条の確認規定であるため、このような表現を用いています。
第7条、第8条	障がいがあるなしにかかわらず、差別・虐待をしてはならないと思いました。 この条例素案が受け手により逆差別を感じる人がないように感じました。 人権問題として、市民一人ひとりが理解し、無理や違和感なく普通に支援したりされたりできるようになればと感じました。 親戚に障がいを持っている人が数人います。親族は、今回の別府市条例に心強さを感じていることと思います。	条例の制定は、あくまでもスタートであると考えています。条例が施行されましたら、めざす共生社会の実現に向けて、着実に実行していきたいと考えています。
第9条	市の行う啓発その他必要な施策とは、具体的にどのようなことを計画しているのか。また、民生委員・児童委員の役割は如何か。	今の取組段階は、条例という市の基本方針を定めようとしているときですので、具体的な施策や民生委員・児童委員の役割などは、これから考えていくこととなります。
第10条第2項、第3項	現状は、なかなか相談しづらいと聞きます。相談体制の整備や相談窓口の充実を掲げて取り組む姿勢はよいと思います。 具体的な相談員の能力向上や相談員の増員等、今までより以上に充実する必要があります。相談員の能力向上、増員等公募にて募っていただけたらと思います。	第4条第2項第2号の規定により、障がいのある人の意見を聴きながら合理的配慮を実施していきたいと考えています。
第11条第1項	段差、道路整備に配慮が必要。十字路の交通信号の問題について、車の右折、左折の場合、歩行者は直進するため、右折する車に巻き込まれる。青信号の時間差があるとよい。	第4条第2項第2号の規定により、障がいのある人の意見を聴きながら合理的配慮を実施していきたいと考えています。

第 12 条	<p>平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災の例もあるとおり、防災に関する配慮に対しては、障がい者の避難誘導する具体的なマップ作製をしていただきたい。</p> <p>身体障がい者の火災事故の場合の避難誘導対策をしていただきたい。</p>	<p>障がいのある人の中には、災害時に自力で避難が困難な方もいるため、本人とその家族は、災害時の対応に大きな不安を持っています。</p> <p>障がいのある人とその家族が抱えている不安を取り除くため、ご提言いただいたマップの作製や避難誘導対策を含めて、いつ来るかわからない災害に備える仕組みづくりを検討したいと考えています。</p>
第 12 条第 2 項	<p>「災害が生じた際に必要とされる援護の内容を具体的に特定した上で」の具体的特定とは。</p> <p>また、非災害時の仕組みづくりで民生委員・児童委員や市民の果たす役割は如何ですか。</p>	<p>今の取組段階は、条例という市の基本方針を定めようとしているときですので、具体的な援護の内容は、これから特定していくこととなります。これを考える上では、視覚障がい、肢体不自由、知的障がい、精神障がいなどそれぞれの障がいの特性を踏まえることが必要です。</p> <p>また、民生委員・児童委員を含めた市民の果たす基本的な役割は、非災害時において、災害があったときに障がいのある人が必要とする支援に備えておくことです。具体的な役割などは、これから考えていくこととなります。</p>
第 13 条第 1 項	<p>ドキュメンタリー映画サリドマイド者「典子は今」を見て、ゴミ収集ならできると市の公務員をめざしました。試験問題を見てあきらめました。</p>	<p>あきらめた理由が定かではありませんが、採用試験の実施に当たっては、障がいのある人の特性を踏まえ、当該障がいのある人にとって必要とされる支援を行っていきたいと考えています。</p>
第 13 条第 2 項	<p>下請けの形で企業から仕事をさせてもらっているのですが、就労支援センターは利用者と契約しているため、元請会社はメリットがありません。優遇措置を検討お願いします。</p>	<p>この条例は、障がいのある人を優遇するためのものではありません。また、この条例は、障がいのある人への差別をなくすという個人的な問題を扱うものであり、あくまでも個人を支援するものです。</p>
第 13 条第 2 項	<p>企業が指定するソフトでなく、本人の使い慣れた製図ソフトで試験を受けられるようにしてほしい。</p>	<p>採用試験の実施に当たっては、障がいのある人の特性を踏まえ、当該障がいのある人にとって必要とされる支援を行っていきたいと考えています。</p>
第 14 条第 1 項	<p>自治委員、民生委員・児童委員の具体的な役割は如何でしょうか。</p>	<p>具体的な役割は、皆さまのご意見を聞きながら、今後どのように携わっていただくのが良いのか詰めていかなければならないと考えています。</p>

<p>第 14 条第 3 項</p>	<p>重度医療支給申請は、消費税を上げないと 1,000 円未満は今までどおり適応外。医薬分業でジェネリックが使えない。合算して 1,000 円であれば、適応となるよう交渉しました。</p>	<p>この条項が設けられた背景には、重度心身障害者医療費の償還払い方式による支給があります。</p> <p>この支給手続きに限らず、障がいのある人が保健事業や医療支援を受ける際に負担となっていることについては、その人にとって必要とされる制度の整備や支援を行っていきたいと考えています。</p>
<p>第 15 条第 1 項</p>	<p>「他の子どもとともに集団幼保育を実施するよう努めるものとする。」とあるが、保育所等で障がいを事由に入所を拒否された等の申出があった場合、市の職員が保育所等に聞き取りにいったとき、「障がいを事由に入所を拒否したのではなく、受け入れた場合、設備を整える必要がある。また、安全面を配慮した場合、職員を増やし、見守りを強化しなければならない。しかし、経営面が苦しいため、これらの経済的事由を理由に入所を拒否した。」との申出があった。このケースの場合、別府市として、障がいを理由とした差別とみなすのか否か。第 15 条だけに限らずとても気になりました。</p>	<p>これだけをもって、差別に当たるか否かを判断することはできません。</p> <p>このケースでは、保育所側が示した「経済的に負担が過重である」という立証が、合理的配慮を怠っていないという「正当化事由」に当たるかどうかを判断する必要があります。</p> <p>その判断は、保育所の規模やその規模から見た経済的負担の割合などを要素として考慮する必要があります。</p> <p>また、このケースに限らず、負担が過重であるか否かの判断は、「経済的・財政的なコスト」のほかに「業務遂行に及ぼす影響」も考慮する必要があります。「業務遂行に及ぼす影響」では、社会的障壁を取り除くことで業務遂行に著しい支障が生じるか否などが判断されなければなりません。</p>
<p>その他</p>	<p>この条例に対して言えることはありませんが、障がいのある方、重度、軽度に関わらず、もっと意見を聞くべきではないでしょうか。それに市民全体で考え実施していくものだと思います。関わっている方や回りの少ない人々だけではなく、市民全体の方々に知っていただくためには、どうしたらよいか。</p> <p>平松知事が昔「まちかどボランティア」を進めたことがありました。子どもから大人まで、バッチを頂き、関心ができました。何かの役目をいただくことで関心を持ち、この条例を実行できたらよいことではないでしょうか。</p> <p>別府は、障がいのある方が多くいらっしゃいます。どう関わって良いか解らない人が多くいます。この条例ができることで少しでも障がい者の気持ちを感じてもらうことができればありがたいと思います。</p>	<p>より多くの市民の皆さまに「障害」を理解していただくため、周知・啓発に努めていきたいと考えています。</p>

その他	条例の各条項の達成状況を確認していく仕組み(例えば、「推進委員会」の設置等)が欠けているということを感じています。	第6条に規定しています。
その他	一般の市民同様に言動や偏見をもって見ないように条例に盛り込んでほしい。	障がいのある人への差別や偏見は、この条例に規定する「障害のある人への差別等をなくすための取組」を実行していくことにより、なくなっていくものと考えています。
その他	てんかんの人は車の免許は取るべきではないと思います。	これだけでは意見の真意が定かではありませんが、車の免許を取得するかしないかは個人の自由意思に基づくものであるとともに、法の対象となるものと考えます。
その他	特別支援学校や福祉サービス事業所等で性教育を行ってほしい。	特別支援学校は、学校教育法により都道府県が設置するものでありますので、当該学校に関することを市条例で定めることは地方自治法第14条の規定によりできません。 その他障害福祉サービス事業所などに性教育の義務を課すことは可能かもしれませんが、この条例を制定するに当たってこれまでまったく議論されなかったことでありますので、その必要性から検討していくことが求められます。 このことに関しては、条例施行後の検証過程において、議論すべきであると考えます。
その他	障がいのある人も恋愛や出産、結婚、妊娠、子育てを実現できるように別府市民として尊重して、支援してほしい。	用語としては明記していませんが、性、恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てに関しても、第3条第1項の規定により、障がいのある人もそれらの権利を有します。 また、第2条第2号及び第7条の規定により、それらに関する不利益な取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮がなされることとなります。

<p>その他</p>	<p>大分県条例の骨格案には、性、恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てを条例に入れているのに、別府市条例にはなぜ入っていないのか。入れるべきだ。</p> <p>健全者には恋愛に自由があるが、障がい者には恋愛に選択肢が少なく自由がない。そういう点を踏まえ、障がい者にも恋愛に関して出会いの場を提供する等の支援を積極的に行うべきだ。</p> <p>ただでさえ、この問題は声を出しにくいし、気づかれにくい。でも声を出して訴えていかないと伝わらない。それぐらい切実に考えて、悩んで、苦しんでいる障がい者がいるということを忘れないでほしい。</p> <p>声なき声を大事に、人並みの生活を送れるように願う。</p>	<p>条例の骨格を検討した条例制定作業部会において、議論がなかったから入っていません。</p> <p>生活を営む上で、具体的な個別の場面におけるすべての「差別」や「合理的配慮」を予測して条例に規定することは不可能です。</p> <p>別府市条例では、第2条第2号において、「差別」を「障害を理由として不利益な取扱いをすること」と「合理的配慮を怠ること」と定め、第7条でそれらを禁止しています。</p> <p>また、合理的配慮を怠ることが差別と位置付けられ、それが禁止されるということは、相手方には積極的な作為義務が課せられることとなります。</p> <p>用語としては明記していませんが、性、恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てに関しても、不利益な取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人から求めがあれば、合理的配慮がなされることとなります。</p>
<p>その他</p>	<p>公共温泉利用について、障がいを持たれた方（精神）に対して、差別をする方がいます。</p> <p>公共温泉利用は、別府ならではのものだと考えられるので、そのことについても触れて（条例内で）いただくと助かります。</p>	<p>公共温泉利用に関してのみならず、第2条第2号において、「差別」を「障害を理由として不利益な取扱いをすること」と「合理的配慮を怠ること」と定め、第7条でそれらを禁止しています。</p>